

第31回安曇野市景観審議会 会議概要

1	審議会名	第31回安曇野市景観審議会
2	日 時	令和7年4月15日（火） 14時00分から 15時45分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 共用会議室306
4	出席者	上原会長、益山委員、場々委員、高井委員、高嶋委員、川井委員、 宮田委員、塚田委員、大野田委員、中沢委員
5	市側出席者	横山都市建設部長、新保建築住宅課長、岡本建築景観係長、曾根原技師
6	公開・非公開の別	一部非公開（会議事項(4)、(5)）
	一部非公開の理由	該当部分は安曇野市情報公開条例第5条第1項第3号に規定する 法人等に関する情報であって公にすることにより利益を害するお それがあるものであり、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関 する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第1項第2号 に該当するため。
7	傍聴人	0人
8	会議概要作成年月日	令和7年5月23日
協 議 事 項 等		
I 会議概要		
1	開会	
2	あいさつ	
3	委員・事務局紹介【資料1】	
4	会議事項	
	(1) 令和6年度 景観施策の取り組み実績について	【資料2】
	(2) 安曇野市景観計画の中間見直しについて	【資料3】
	(3) 景観重要建造物・樹木の指定について	【資料4】
	(4) 屋外広告物条例に係る許可基準緩和の特例措置適用について（非公開）	【資料5】
	(5) 景観法に基づく届出をせず行われた行為について（非公開）	【資料6】
	(6) 令和7年度 景観施策の取り組みについて	【資料7】
5	その他	
6	閉会	
II 会議事項要旨		
1	令和6年度 景観施策の取り組み実績について	
	(1) 事務局から資料2により説明	
	(2) 質疑・意見等	
	委 員：緑のまちづくり事業の記念樹配布について、申請件数より交換本数が少ないのはなぜか。	
	事務局：申請者には交換券を発行しているが、申請されても実際に提携店で交換されないケースがある。そのため交換本数が少なくなっている。	
	会 長：もったいないので、交換されなかった理由を調査してみてはどうか。例えば子育て中で忙しいなど、申請してくれた人の意図を活かすよう改善してほしい。	
	会 長：各景観施策の届出状況等について、令和5年度と比較するだけでなく、安曇野市が他自治体に比べて届出件数が多いのかどうか、分析してみてはどうか。他自治体のように一定の基準以下は届出不要とする方法もある。行政側の負担軽減も含めて検討の余地があると思う。	
	会 長：環境フェアのアンケート結果について、市外の人と市民を分けて集計した方が実情を反映しやすい。属性が異なるため、それぞれの視点から課題を捉えることが重要だと思う。また、自由記入欄に「大きく育って嬉しい」などの声があるが、植樹前後の写真と合わせて広報に使えば、感情的に伝わると思う。	

委 員：記念樹配布は引き続き行っていただきたい。

2 安曇野市景観計画の中間見直しについて

(1) 事務局から資料3により説明

(2) 質疑・意見等

委 員：重点地域の指定についてですが、これまでは指定されていたのでしょうか。

事務局：安曇野市としては指定しておりません。県の景観条例でオリンピック道路などは指定されていましたが、景観行政団体となって以降は安曇野市の条例で規制をかけており、「重点地域」として定めている地域はありません。

委 員：重点地域の規模感はどの程度でしょうか。

事務局：長野県で策定を予定している「長野県景観育成ビジョン」で安曇野市、松川村、大町市を重点的な地域とする方向があるため、動向を見ながら合致する形で組んでいく予定です。

委 員：規制が厳しくなる可能性はありますか。

事務局：規制を厳しくする予定はありません。現行規制の中で、重点地域では届出の審査後の標識設置を求め、それ以外は審査後すぐに着手可能とするなど、基本運用の見直しをする予定です。

会 長：「地域」という言葉の使い方について注意が必要かと思います。現状で市内全域が対象なのに「重点地域」と言うと、混乱を招く恐れがあります。広域農道や観光道路など特定路線の地域性をどう扱うかも含め、言葉の整理や区別が必要だと感じます。

委 員：長野県では重点地域内で建築物など小規模なものまで届出対象にし、それ以外は大規模なもののみ届出対象としています。安曇野市独自の重点地域の範囲や規模、高さ規制など検討をするとういと思っています。

委 員：質問があります。

1つ目が、広域景観連携で道路軸や河川軸のような市町村を跨ぐ景観連携はどう進めるのか。特に山麓線の景観が重要だが、他市町村と合意形成をどう図るのか。

2つ目が、重点地域はビュースポットから見た景観を意識した計画をお願いしたい。現在のスポット数や計画による変化も今後業務を委託する業者に伝えてほしい。

事務局：広域連携は今回の検討では考えていません。ビュースポットについては眺望点も指定されているので、それらを活かして進めていきます。

会 長：眺望点は、元々長野県内で約50カ所選定されていました。その後、各自治体がどんどん指定して数がふえました。重点的に守るべきポイントに絞る方が、メリハリがつくので安曇野を訪れる人が必ず見る場所などにフォーカスした選定が望ましいと考えています。

委 員：電線の地中化について、計画があるか教えてください。

事務局：豊科駅前などが候補地となっていますが、具体的な計画はまだありません。県の安曇野庁舎から147号交差点までの無電柱化計画もあり、これに合わせて市でも検討を進めていきたいと考えています。

3 景観重要建造物・樹木の指定について

(1) 事務局から資料4により説明

(2) 質疑・意見等

委 員：資料4の5、6ページに掲載されている建造物や樹木の数が非常に少ない印象があります。市内には他にも多くの候補があるはずですが、現在、文化課でも文化財の活用を検討中であり、そちらではかなり多くの候補が挙がっています。

例えば礫山館なども含まれていないように思います。候補13件という数字が本当に妥当かどうか、文化課との整合性にも留意して進めていただきたいと思います。ただし、こうした取り組みが始まっていることは、大変嬉しく思っております。

事務局：文化課とも調整を行っています。候補13件は昨年度、都市計画課・文化課から情報提供いただき、市が所有する土地の中から絞り込んで候補を選定しました。

文化課からの情報提供があれば、今後の検討候補に加えていく予定です。

委員：景観重要樹木の指定は非常に意義があり、ありがたいことだと思います。今回の指定を通じて、木を守る意識を広めていけることを期待しています。SDGs、ゼロカーボン、ヒートアイランド対策など、木の果たす役割は大きく、それを支える仕組みづくりが必要です。

そこで、指定に関連して支援制度などがあるのかをお聞きします。

事務局：現時点で、安曇野市では制度整備が未了のため、助成はありません。

委員：了解しました。補助金の助成がなくとも、ソフト面での仕組みは検討いただけると良いと思います。例えば、落ち葉の清掃に関するボランティア活動の仕組み、大事な樹木を年に一度樹木医が診断する仕組みなど。

4 屋外広告物条例に係る許可基準緩和の特例措置適用について (非公開)

5 景観法に基づく届出をせず行われた行為について (非公開)

6 令和7年度 景観施策の取り組み実績について

(1) 事務局から資料7により説明

(2) 質疑・意見等

委員：元々ある住民協定の看板を、綺麗にすることは非常に良いことだと思う。

委員：安曇野のように景観が良い場所だからこそ、廃屋など景観を損ねるものへの対応も必要だと思います。

会長：難しいけれど大切なことです。景観計画ではあまり取り上げてこなかった分野ですが、他市では既存看板の撤去に対して補助制度もあります。撤去やメンテナンスも含め、今後の検討課題として重要だと思います。

委員：安曇野市では、のぼり旗が少ないのが印象的です。住民協定で自己の敷地内は設置を認め、道路上は認めないと決められたのが効いていると思います。また、ブロック塀の撤去についても進捗状況が知りたいです。いつまでにどれだけ進めるのかなど、景観と安全の両面から情報提供が必要だと思います。

III その他

委員：前回の第30回景観審議会で、明科の長峰山に景観にそぐわないオブジェがあるという意見がありましたが、その後どうなりましたか。

事務局：調査したところ、昭和46年に明治100年を記念して建てられた歴史のあるもので、地域の方には意味のあるものだと分かりました。色などの見直しはできるかもしれませんが、色にも過去と未来という意味が込められているとのことですので、ご理解いただければと思います。

委員：場所の移動とかはできるのですか。

事務局：場所にも意味があるという声もあります。当時の明科町の人たちの思いもありますので、慎重に考えたいところです。

委 員：安曇野市は、市内の保育施設全19園で芝生化を進めておりますが、環境や子どもたちの健康にも良い施策だと思います。他の自治体にも広めていけるよう、是非アピールをお願いしたいです。

(事務局から連絡)

IV 閉会

(以上)